

# 介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

☎介護保険料……………本所長寿介護課 ☎内線183または各地域庁舎市民福祉課へ  
 ☎国民健康保険税……………本所課税課 ☎内線205または各地域庁舎税務担当へ  
 ☎後期高齢者医療保険料…本所国保年金課 ☎内線126または各地域庁舎市民福祉課へ

## - 4月以降に受給する年金から仮徴収(差引き)が始まります -

次に該当する方は、4月に平成26年度保険料(税)の仮徴収が始まります。今回お送りする通知書に記載されている保険料(税)額は、平成25年度の状況を基に計算した仮の保険料(税)額です。確定保険料(税)額については7月に改めてお知らせします。また、6月以降に新たに年金からの差引きが始まる方については、年金受給前にお知らせします。

※現在、既に年金からの差引きになっている方は…  
 仮徴収額決定の通知書は送付しませんが、引き続き、仮徴収として、原則2月に差引きされた額と同額を4月・6月・8月に支給される年金から差引きします。

### ■ 4月に新たに仮徴収が始まる方

#### 《介護保険料》

65歳以上の方

昭和23年4月3日～10月2日生まれで、新たに年金からの差引きの対象となった方  
 →4月上旬に仮徴収額決定通知書をお送りします

#### 《国民健康保険税》

65歳以上75歳未満の方

世帯主が昭和23年4月3日～10月2日生まれで、新たに年金からの差引きの対象世帯となった方  
 →3月中に仮徴収額決定通知書をお送りしています

#### 《後期高齢者医療保険料》

原則75歳以上の方

平成25年6月1日～10月2日に後期高齢者医療制度に加入し、新たに年金からの差引きの対象となった方  
 →4月上旬に仮徴収額決定通知書をお送りします

### ■ 年金からの差引きの対象となる方

条 件	介 護	国 保	後 期
①差引きの対象となる年金の額が年額18万円以上である	①と②の両方に該当する方	①～⑤の全てに該当する方	①～③の全てに該当する方
②差引きの対象となる年金が借入れ等の担保になっていない			
③国民健康保険税または後期高齢者医療保険料のどちらかと、介護保険料を足した額が、年金額の半分よりも少ない			
④世帯主が国民健康保険の被保険者である			
⑤世帯内の国民健康保険被保険者の方全員が65歳以上75歳未満である			

### ■ 年金からの差引きが始まる時期

介護保険料・国民健康保険税	後期高齢者医療保険料 (後期高齢者医療制度に加入した日)	年金からの差引きが始まる時期
昭和23年4月3日～10月2日生まれ	平成25年6月1日～10月2日	平成26年4月
昭和23年10月3日～12月2日生まれ	平成25年10月3日～12月2日	// 6月
昭和23年12月3日～昭和24年2月2日生まれ	平成25年12月3日～平成26年2月2日	// 8月

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、年金からの差引きから「口座振替」による支払いに変更することができます。希望する方はお問い合わせください。

ください。介護保険料は、年金からの差引きになった場合は、他の支払い方法に変更することができませんのでご了承ください。

ごみの減量、資源のリサイクルにご協力をお願いします

# 連休期間中のごみ収集、ごみの分け方・出し方等について

☎廃棄物対策課 ☎内線677

## ■連休期間中のごみ収集



4月29日(火)

…通常収集します

5月5日(月)・6日(火)…収集しません

## ■ごみの分け方・出し方の基本ルール

- ▶ごみは自分の町内会のごみステーションに、指定された時間まで出してください。他の町内には出せません。
- ▶「ごみ収集カレンダー」で収集日を確認してください。曜日違いのものは収集しません。
- ▶指定袋以外で出されたものや分別されていないものは収集しません。
- ▶ごみが多い場合は、数回に分けて出すか、直接各施設に持ち込んでください(有料)。
  - もやすごみ…  
クリーンセンター(市内宝田) ☎22-2849
  - 不燃ごみ…  
リサイクルプラザ(市内水沢) ☎35-3557

- ▶商店や飲食店、会社、医院、農林漁業等から出る「事業系ごみ」はごみステーションには出せません。
- ▶在宅医療に伴うごみは、医療機関・薬局等からきちんと指導を受けた「感染性・危険性」のないものだけ「もやすごみ」として収集します。
- ▶ごみの分別について詳しくは「生活系ごみの分け方・出し方」をご覧ください。ご家庭にない場合は、市役所本所・各地域庁舎、クリーンセンター、各コミュニティセンターで差し上げます。

「ごみ収集カレンダー」と「生活系ごみの分け方・出し方」を確認しましょう



## ■資源回収運動に参加しましょう

本市では、資源回収運動を実施した子供会、町内会等の団体に対し、資源ごみの回収量に応じて報奨金を交付しています。報奨金の交付を受けるには、事前に登録が必要です。

回収品目の古紙類には、ティッシュペーパーやお菓子の箱等の雑がみも含まれます。

- ごみの減量と資源のリサイクルにご協力ください -



☎廃棄物対策課 ☎内線677または各地域庁舎市民福祉課へ



## ■生ごみ処理機でエコライフ 補助金制度をご利用ください

- 対象機器 電気式生ごみ処理機、コンポスト容器等
  - 補助金額 消費税を除いた購入費用の3分の1以内(100円未満切捨て、上限2万円。補助対象数量は1世帯1基のみ)
  - 交付要件 ▷市税を滞納していないこと ▷過去にこの補助金を受けていないこと
  - 必要書類 ▷補助金交付申請書 ▷市税納付状況の照会についての届出書 ▷本市への請求書 ▷販売店の購入証明または領収書 ▷保証書の写し(電気式のみ)
- ※詳しくは市HP「廃棄物対策課」をご覧ください。

## 市政

### 荘内病院職員募集

■募集職種(募集人員)・受験資格  
薬剤師(1人) : 昭和55年4月2日以降

に生まれ、薬剤師免許を取得している

方 ■採用予定日 平成26年8月1日

■試験日時・会場 1次試験 : 5月11日(日)午前10時・同院

2次試験(1次試験合格者が対象) : 6月初旬・同院

■受験案内・申込書の交付 申込書は

同院総務課及び本所職員課で交付しま

す(市HP「職員採用情報」及び同院HP「職

員募集」からダウンロードも可)。郵送

で請求する場合は、封筒の表に「受験

案内請求」と朱書きし、宛先を記した

角型2号の返信用封筒、140円分の

切手、応募職種・連絡先を記したメモ

を同封の上、同院総務課(〒997-

8515市内泉町4-20) ☎26-51

11内線6341へ 申4月3日(日)

21日(日)に同院総務課へ(郵送は4月21

日の消印有効。市HP「電子申請」から

も手続き可)

### 下水道使用料等審議会 公募委員募集

公共下水道事業や集落排水事業、浄化槽事業における使用料、受益者負担金、分担金及び事業運営について審議する下水道使用料等審議会を設置しています。

■対次の全てに該当する方5人以内(地

方公共団体の議会の議員及び常勤の公務員を除く) ①今年4月1日現在で満20歳以上の方 ②市内に住所を有する方 ③平日に開催する会議に出席できる方 申5月12日④まで申込書を上水道部下水道課(〒997・0819市内のぞみ町2・10) ☎25・5860、☎22・9690へ(郵送は当日必着) 他詳細は市HP「各種審議会等」

### 水道事業経営審議会 公募委員募集

水道事業の円滑な経営を図るため、水道事業の経営について調査審議する水道事業経営審議会を設置しています。 ①市内、三川町に住所を有している、または勤務・通学して

いる方 ②今年5月30日現在で満20歳以上の方 ③平日に開催する会議に出席できる方 申5月20日④まで申込書を上下水道部総務課(〒997・0819市内のぞみ町2・10) ☎23・7731、☎22・9690へ(郵送は当日必着) 他詳細は市HP「各種審議会等」

### 福祉



### 民生委員児童委員が 委嘱されました

お困りのことがありましたら気軽ににご相談ください。次の方が民生委員児童委員に委嘱されました。(敬称略)

▼第1民生区 ▽睦町第1・睦町第2

：成田えつ子 ▽双葉町北：若生香  
▽城南町(東部・中部・南部)：阿部伸  
▽城南町(西部・北部)：谷川皓二郎

▼第3民生区 ▽家中新町(南)：横山順子 ▽家中新町(北)：野村茂樹  
▽日和田町一部・大宝寺字日本国：田部井丈 ▽主任児童委員：渋谷修一

▼第5民生区 ▽道形町西：菅原清子  
▽大宝寺第2：丸山規矩雄 ▽末広町東部：富樫代志子

▼第6民生区 ▽新海町北：常世由利子 ▽道田町北：成澤貞雄  
▼第7民生区 ▽青龍寺・滝沢・寿：八幡尚美

▼第13民生区 ▽湯野浜2町内：井龍敬子  
▼第14民生区 ▽西沼・長崎：菅原廣子

▼羽黒地区 ▽上川代・中川代・海谷森・執行坂：松浦一夫 ▽西荒川・野田・白山：丸山晴美  
岡本所福祉課 ☎内線139

### はりきゅう・マッサージ 等施術費の一部助成

対満70歳以上の方 因市と協定しているはりきゅう・きゅう・マッサージ師等から受けた施術1回につき1,000円の助成券を交付(年6枚、10月以降の申請については年3枚) 持本人確認できるもの(保険証・免許証等)、印鑑

申本所長寿介護課 ☎内線193または各地域庁舎市民福祉課へ 他鶴岡地域では各地区コミュニティセンター(学区コミュニティセンターを除く)でも

### 認知症高齢者等 見守りサービス

在宅で介護している家族が外出するときや介護疲れで休息したいとき等に、見守り支援員が訪問し、認知症高齢者等の見守りや話し相手等を行います。

因市内在住の認知症高齢者等(65歳以上の方、または40歳〜64歳の要介護認定を受けている方)で、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上の方 時1か月当たり80時間まで 費1時間200円(生活保護世帯は無料。利用料は利用時間帯によって割増しになります)

申各地域包括支援センター・居宅介護支援センター、本所長寿介護課 ☎内線193または各地域庁舎市民福祉課へ 他事前に担当のケアマネジャーにご相談ください

### リフト付タクシーを利用する方へ助成券を交付します

因市内在住の、65歳以上で市民税非課税の方または40歳〜64歳で要介護認定を受けている市民税非課税の方で、病院等の際に車椅子やストレッチャー専用タクシーの利用が不可欠な方 因医療機関への通院や入院のため、リフト付タクシーを利用する場合に、1枚当たり初乗り運賃相当額のサービス券を月4枚、年間48枚を限度に交付

申各地域包括支援センター、本所長寿介護課 ☎内線193または各地域庁舎市民福祉課へ



### 日常生活用具を給付します

▼火災警報機・自動消火器 因65歳以上で市民税非課税の、避難が著しく困難なひとり暮らし高齢者等(要介護2以上または認知症自立度Ⅱa以上)

▼電磁調理器 因65歳以上で市民税非課税の、心身機能低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等(要支援2以上)

▼共通 申各地域包括支援センター、本所長寿介護課 ☎内線193または各地域庁舎市民福祉課へ

### 障害者手帳の交付

手帳の交付申請を受け付けています。交付を受けたい方はご相談ください。

▼身体障害者手帳 因手・足・目・耳・言語・そしやく機能・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・小腸・直腸・肝臓・免疫等の身体機能に障害がある方

▼療育手帳 因発達期に知的機能の障害がみられ、日常生活に制限のある方

▼精神障害者保健福祉手帳 因精神の疾患があり、日常生活に制限のある方

### 健康・年金・医療



### 平成26年度 特定健診・ 特定保健指導について

▼特定健診 来年3月末で40歳以上の

# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

■本所福祉・子育て給付金事務室 ☎25 - 2902

4月に消費税率が8%に引き上げられます。所得の低い方や子育て世帯への負担の影響に配慮し、臨時的な措置として臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給する予定です。

給付を受けるためには申請が必要です（7月から受付予定）。申請時期・方法等詳しくは決まり次第お知らせします。

## ■臨時福祉給付金

●**給付対象** 今年1月1日に本市の住民基本台帳に登録されている方で、平成26年度分市民税の均等割が課税されない方（ただし、市民税の均等割が課税されている方の扶養親族等となっている方、生活保護制度の被保護者となっている方等は対象外）

●**給付額** 給付対象者1人につき1万円（ただし、給付対象者が老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者等である場合は5,000円を加算）

## ■子育て世帯臨時特例給付金

●**給付対象** 今年1月1日に本市の住民基本台帳に登録されている方で、今年1月分の児童手当を受給した方（ただし、平成25年分の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方、臨時福祉給付金の給付対象者等は対象外）

●**給付額** 今年1月1日現在、0歳～中学3年生の児童1人につき1万円

いずれの給付金についても、今年1月1日に本市以外の住民基本台帳に登録されている方は、その市町村から給付を受けることとなります

## ■「臨時福祉給付金等詐欺」にご注意ください

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請や受け取りについて、市町村や厚生労働省の職員等がATM（現金自動預払機）の操作をお願いすること、手数料等の振り込みを求めること等は、絶対にありません。

市国民健康保険（市国保）加入者及び後期高齢者医療加入者に、受診券を送付しています。ただし、かかりつけ医での受診を希望する後期高齢者医療加入者には、5月末に送付します。

受診する際は受診券と保険証が必要です（来年3月末で66歳以上の方は介護保険証も必要）。別途質問票や人間ドック受診券が送付されている方は併せてお持ちください。かかりつけ医で受診する場合は6月～9月です。

4月2日以降に市国保に加入する方で、特定健診を希望する場合は、事前にお問い合わせください。

▼**特定保健指導** 特定健診の結果、生活習慣の改善等の必要がある方に対し、健診実施機関または本市から特定保健指導の案内をお送



りします。自己負担はありません。

▼**共通** 国民健康課（にこふる） ☎内線367、本所国保年金課 ☎内線162 または各地域庁舎市民福祉課へ

**7月1日④から小・中学生の医療費の無料化を実施します**

本市では、子育て支援医療給付事業として、子育て支援医療証を交付し、子供の医療費の自己負担分について助成を行っています。

現在、小・中学生については、入院時のみ助成を行っていますが、同事業の拡大に伴い、7月1日④から全ての小・中学生の医療費の全額助成を、外来・入院の区別なく実施します。この拡大によって、中学生以下の子供の医療費（保険診療分）は、外来・入院どちらとも無料化されることとなります（入院時の食事療養費等は助成の対象外です）。

助成を受けるためには、申請の上、子育て支援医療証の交付を受ける必要があります。4月中旬に、対象となる小・中学生の保護者へ申請書をお送りします。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返信してください。

なお、申請が遅れると、7月1日からの助成が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

■4月30日④まで本所国保年金課 ☎内線128または各地域庁舎市民福祉課へ

**福祉医療証（身・子・親）をお持ちの方へ**

福祉医療で負担した医療費が高額療養費の対象となった場合は、市が代理で保険者へ高額療養費請求（代理請求）を行いますので、書類の提出にご協力

## 国民年金からのお知らせ

▼平成26年度の年金額が変更されました

をお願いいたします。また、県外の医療機関で受診した場合は、医療機関窓口での自己負担額の助成が受けられません。後日、交付申請においでください。

■**印鑑、領収書、健康保険証、福祉医療証、通帳**（未成年の場合は健康保険で扶養している方名義のもの） ■**本所国保年金課 ☎内線128または各地域庁舎市民福祉課へ**

年金の種類	年額（月額）
老齢基礎年金	77万2,800円
障害基礎年金（1級）	96万6,000円
障害基礎年金（2級）	87万5,000円
障害基礎年金（3級）	77万2,800円
遺族基礎年金（基本）	77万2,800円
老齢福祉年金	39万5,900円
	（3万2,991円）

▼26年度の国民年金保険料が変更されました 4月分以降の保険料は月額1万5,250円です（年間保険料は18万3,000円）。

▼**保険料の前納制度**について 保険料1年分を一括で4月30日④までに納付すると割引になります。納付書で納付する場合は納付額は17万9,750円（3,250円の割引）、口座振替で納付する場合は納付額は17万9,160円（3,840円の割引）です（6か月分の前納もできます）。

▼当月口座振替（早割制度）もお得です。その月の保険料をその月の末日に口座振替で納付すると、月額50円割引され、保険料は1万5、200円になります。なお、前納・早割制度を利用した方が、会社等に勤めた場合や死亡した場合等は、国民年金の被保険者の資格を喪失することとなり、資格を喪失した月以降の保険料は還付されません。国鶴岡年金事務所☎23・5040、本所国保年金課☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

## 税



### 市税口座振替済通知書をお送りします

平成25年度中、市税を口座振替で納付した納税者へ「口座振替済通知書」を4月中旬にお送りしますので、納付額の確認用としてご使用ください。なお、26年度分以降の同通知書については一斉送付を廃止し、希望する方のみにお送りしますので、ご了承ください。  
☎本所納税課☎内線219

### 確定申告や市・県民税申告がお済みでない方へ

申告が済んでいないと、所得・課税証明書を発行できない場合があります。確定申告が必要な方は税務署へ、市・県民税申告が必要な方は本所課税課または各地域庁舎税務担当へ速やかに申告書を提出してください。

また、既に確定申告をした方で、計

算違いや所得・控除の追加がある方は、税務署にご相談ください。

☎確定申告：鶴岡税務署☎22・1401  
市・県民税申告：本所課税課☎内線201または各地域庁舎税務担当へ

### 固定資産税の縦覧制度・閲覧制度

▼縦覧制度 固定資産税の納税者は、自己所有の土地・家屋の価格等と他の土地・家屋の価格等を比較できるように、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。☎4月1日④～6月2日⑤ 対納税者、納税代理人、納税者の代理人、納税者と同世帯の家族 費用無料

▼閲覧制度 納税義務者は、固定資産課税台帳（名寄帳）を閲覧し、自己の資産について登録された内容を確認できます。借地人・借家人も借用物件について閲覧できます。対納税義務者、納税代理人、借地人・借家人、これらの代理人、納税義務者と同世帯の家族等 費用縦覧期間中は無料、期間外は有料（ただし課税台帳の写しの交付は有料）

▼共通 特免許証等（代理人は委任状、借地人・借家人は契約書等が必要）  
☎本所課税課☎内線207または各地域庁舎税務担当へ

## 生活



### 浄化槽を設置・交換する方へ

▼合併浄化槽を設置する方への補助

今年度、鶴岡地域、羽黒地域の対象区域に合併浄化槽（5人槽～10人槽）を設置する方に補助金を交付します。

▼合併浄化槽に交換する方への補助 対象区域において、単独浄化槽・汲み取り便槽を合併浄化槽に交換する方に、山形県浄化槽水環境保全推進事業に基づく補助金を交付します。

▼排水設備工事を行う方への補助 対象区域において、合併浄化槽を設置するにあたり、排水設備工事（既設の汲み取り便所の改造または既設の単独浄化槽の廃止を伴うものに限る）を行う方に補助金または融資あつせん及び利子補給金の交付を行います。

▼共通 ■対象区域 公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水処理計画区域を除く区域 甲鶴岡地域・羽黒地域の方：本所環境課☎内線720 その他地域の方：上下水道部下水道課☎25・5860 他いづれも予算の上限に達し次第終了となります

### 水道メーター委託検針員が替わります

■変更地区・検針員 大山地区（中柳原、米出、馬町）、上郷地区（水沢、水沢駅前）、茅原、宝田、陽光町、双葉町  
：高橋梨沙 ☎上下水道部総務課☎23・7609 他他の地区の検針員に変更はありません

### 水道メーター取替えのお知らせ

水道メーターは法律によって使用期限（8年間）が定められているため、

上下水道部が定期的に取替えを実施しています。今年度の予定地区をお知らせしますので、作業にご協力をお願いします。費用はかかりません。

地域	実施予定地区
鶴岡	本町一丁目、東原町、新形町、家中新町、城北町、日和田町、朝陽町、大西町、白山、矢馳、大淀川、井岡、下清水、湯野沢、平成町、友江、栃屋、下興屋、下小中、中楯
藤島	三和、上蛸井、上中野目、下蛸井、平足、八色木上、八色木下、小中島
羽黒	細谷、押口、瑞穂、赤川、希望ヶ丘、松ヶ岡、緑ヶ丘
櫛引	桂荒俣、春日山、黒川下、田代、馬渡
朝日	本郷
温海	暮坪、鈴、楨代、小岩川、越沢、菅野代

■実施予定時期 4月～12月 ☎上下水道部総務課☎23・7609 他予定地区以外でも取替えを実施する場合があります

## その他



### 環境にやさしい店登録店で小型家電を回収します

☎4月19日④・20日⑤午前10時～午後3時 湯鶴岡協同の家こぴあ ■回収品目 パソコン（CRTモニターを除く）、携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機 ☎本所環境課内「環境つるおか推進協議会」事務局☎内線719または廃棄物対策課☎内線677へ



## 地球環境にも優しいグリーンカーテン ゴーヤの種と栽培用ネット無料配布

■ 4月24日④午前9時～10時30分（な  
くなり次第終了。予約不可） ④クリ  
ンセンター ④市民・市内事業所

■ 配布内容 ゴーヤの種20粒と栽培用  
ネット（3m×5m四方の廃魚網）の  
セット、または種のみ ■ 配布数  
種：約200袋 ネット：約50  
個 ④本所環境課内「環境つるお  
か推進協議会」事務局④内線71  
9 ④他配布数量に達しなかった  
場合は同課（本所6階）で配布し  
ますので、お問い合わせください

## 農工商観連携・6次産業化相 談窓口等をご利用ください

本市では、市内農林漁業者・商工業  
者等で農工商観連携及び6次産業化に  
取り組む意欲ある方々の相談に応じ、  
サポートを行うための「食文化創造都  
市・鶴岡 農工商観連携・6次産業化相  
談窓口」を本所農政企画室・商工課、  
各地域庁舎産業課に設置しています。  
気軽にご相談ください。

また、6次産業化に関連する施策等  
の情報をまとめたガイドブックや、農  
業者向けに研修会等の情報を配信する  
「つるおか・アグリメール」（配信登録  
は随時募集）について、市HP「農政課」  
に掲載しています。

④本所農政企画室（つるおか農工商観  
連携総合推進協議会）④内線588、  
本所商工課④593または各地域庁舎  
産業課へ

## 「緑の募金」にご協力を お願いします

4月15日④～5月14日④は「みどり  
の月間」として、全国で「緑の募金」  
活動が実施されます。この募金は、森  
づくりや街の緑づくり、学校の緑化活  
動等に有効に活用されます。市民の皆  
さんのご協力をお願いします。

また、緑化活動を行う団体への交付  
金制度を予定していますので、詳しく  
はお問い合わせください。

④本所農山漁村振興課④内線517ま  
たは各地域庁舎産業課へ

## 4月9日④～22日④ 春の火災予防運動

▼消すまでは 心の警報 ONのまま  
住宅防火対策の推進等を重点目標に掲  
げる「春の火災予防運動」を実施しま  
す。これからの時期、空気が乾燥し火  
災が発生しやすくなります。一人ひと  
りが火災予防に対する意識を持ち、安  
全で安心して生活できる地域を目指し  
ましょう。

④消防本部予防課④22・8332

## 4月6日④～15日④ 春の交通安全県民運動

▼運動の基本 「子どもと高齢者の交通  
事故防止」 4月10日④は「交通事故ゼ  
ロを目指す日」です。春は暖かくなり  
歩行者や自転車利用者の行動が活発に  
なります。子供や高齢者を思いやり、  
道路横断時・交差点における交通事故  
防止に努めましょう。

④本所防災安全課④内線179

## 山菜採りの事故に注意!!

春は山菜採りシーズンです。出掛け  
る前に次のことを確認しましょう。

▽1人で出掛けない ▽行き先や帰る  
時間を家族に知らせて出発する ▽携  
帯電話等の通信手段を確保する ▽道  
に迷ったらむやみに動き回らない ▽  
早く出掛けて早く帰る

なお、ダニを媒介とする新たな感染  
症ウイルスの発生が報道されています。  
山に入る際は長袖を着用する等肌を露  
出しない服装を心掛けましょう。

④本所防災安全課④内線119

## 狂犬病予防注射は毎年春(4 月～6月)に受けましょう

▼4月・5月に全地域で集合注射会場  
を設けます（注射料金3,200円）  
登録済みの方には3月末に案内ハガキ  
を送付しています。日時・会場等は案  
内ハガキでご確認ください。都合に合  
わせてどの会場でも注射を受けられま  
す（詳細は市HP「健康課」）。

▼犬を飼う場合は市への登録が必要で  
す（新規登録料金3,000円） 注射  
会場でも新規登録や登録事項の変更手  
続きができます。他市町村から転入し  
た方は、前所在地での鑑札を必ず所持  
ちください（鑑札をなくした方は別途  
1,600円が必要）。

▼狂犬病予防注射・登録は動物病院で  
も行えます 案内ハガキをお持ちの上、  
個別にお受けください。料金は各動物

病院にご確認ください。

④健康課（にこふる）④内線362

他犬を制御できる方が必ずリード等で  
つなぎ、ふん尿の後始末ができるよう  
準備をしておいでください

## 消費税率の改正等に伴う施 設使用料等の変更について

▼コミュニティセンター等 各学区・  
各地区コミュニティセンター、農村セ  
ンター、西郷地区農林活性化センター、  
地域活動センターの使用料の一部が、  
7月1日④に変わります。詳しくは各  
施設にお問い合わせください。

④本所コミュニティ推進課④内線12

1

▼社会教育関係施設 中央公民館、各  
地域・地区公民館、鶴岡アートフォー  
ラム、東田川文化記念館、大鳥自然の  
家及び旧遠藤家の使用料の一部が、7  
月1日④に変わります。藤沢周平記念  
館の入館料の一部は10月1日④に変わ  
ります。また7月1日④から、鶴岡ア  
ートフォーラムは開館時間が午前9時  
～午後9時30分となり、館内西側の空  
間「フォーラム」を交流広場として夜  
間の貸出しを行います。詳しくは各施  
設にお問い合わせください。

④社会教育課（櫛引庁舎）④57・48

66

【訂正】3月1日号に掲載した特集「鶴  
岡のまちづくり 歴史・文化×人×ま  
ち」のうち、「絹織」、「羽前絹織」の  
記載に誤りがありました（2ページ及  
び5ページ）。正しくは「絹織」、「羽前  
絹織」です。おわびして訂正します。